



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2023年4月25日発行

TEL: 03 (5395) 2631 FAX: 03 (5395) 2831 E-mail: sougei@zjk.or.jp

全腎協 令和 5 年度予算および事業計画が確定 通院介護委員会では研修会（WEB 限定）開催を計画

全腎協の令和 5 年度の事業計画と予算が確定しました。通院介護委員会では、本年度の主な活動として、委員会の開催、介護保険施設の視察、研修会の開催を行います。

研修会は、通院介護をテーマとした研修（WEB 開催）とし、県組織で通院送迎に係

る方等を対象に半日をめどに行われる予定です。

開催日時、企画内容詳細については今後の委員会において検討を行います。仔細確定次第、「はーと・なび」でご案内いたします。

《トピックス》

有料道路の障害者割引制度の見直し 福祉有償運送・タクシー等も適用に

3月27日より、高速道路などの有料道路における障害者割引制度が一部変更されました。

これまでの割引制度は、障害者手帳を交付されている人が自ら運転する場合や家族等が運転する車に乗車する場合に、事前に登録した車両 1 台に限り適用されるものでした。今回、この 1 人 1 台要件が緩和され事前登録の無い車両（知り合いの車、レンタカー、タクシーなど）の利用時にも割引が認められるようになりました。これにともない、福祉有償運送の車両も適用対象となりました。

福祉有償運送の車両で割引を受ける際、ボランティアや移送団体側の手続きはありません。ただし、利用者（障害者本人）は事前に割引の申請手続きが必要です。

また、これまで市町村の福祉事務所等で行っていた車両の事前登録手続きについて新たに、オンライン申請が可能になりました。自家用車を事前登録のうえ ETC を利用される方は、本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへの登録を行うと、自宅等からオンラインで手続きを行うことができます。オンライン申請受付サイトの URL は次のとおりです。

<https://www.expressway-discount.jp>

なお、インターネット利用が困難な方等のために、オンライン申請導入後も福祉事務所等による窓口での申請受付は継続されます。

【参考】

NEXCO 有料道路における障害者割引制度の見直しについて PDF :

<https://www.c-nexco.co.jp/images/news/5638/cf7c0895873bc50ee347ef9e3fa32b9f.p>

車椅子用駐車スペース等の適正利用 国土交通省がガイドラインを作成

国土交通省は車椅子使用者のための駐車スペース等の適正利用を推進するため、『車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン』を作成しました。

車椅子使用者用駐車施設はバリアフリー法により整備が進められている一方で、本来それを必要としない人が駐車することにより、真に必要な人が利用できないという問題も発生しています。その対応策として利用対象者にあらかじめ利用証を交付する取り組み（パーキング・パーミット制度）が多くの地域で導入されています。パーキングパーミット制度は車椅子使用者以外にも車椅子を使用しないものの移動に配慮が必要な人（高齢者、妊産婦等）などを広く対象者とするケースが多く、そのような人向けの優先駐車区画を設ける施設も増えてきました。

このような状況をふまえ、国土交通省では令和3年度より車椅子使用者用駐車施設等の適正利用について検討を始め、車椅子使用者用駐車施設等の定義、使用対象者、標識についての考え方をとりまとめたのがこのガイドラインです。国土交通省では、車椅子使用者用駐車施設等の正しい利用の普及啓発により不適正利用の減少等の利用環境改善を期待しています。

【参考】

国土交通省 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの概要：

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001598418.pdf>

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただき、ありがとうございます。

お忙しい時期とは存じますが、引き続き提出にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、お手元に未提出の報告書があります場合は、急ぎご提出ください。

■自動車の移転登録手続きと特例について

春は引越しのシーズンですが、転居の際は自動車も変更登録の手続きが必要です。変更から15日以内に、登録自動車（白色ナンバープレート）は新居の住所を管轄する運輸支局等、軽自動車（黄色ナンバープレート）は、新居の住所を管轄する軽自動車検査協会事務所で手続きを行います。なお、令和4年1月4日より、引越しに伴う手続きの負担軽減を目的として、個人が転居の際、マイナンバーカードを用いて自動車ワンストップサービス（OSS）により自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例あります（二輪、軽自動車、事業用及びレンタカーは除く）。詳細は下記のリンク先をご参照ください。

【リンク】

国土交通省 引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！：

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidousha06_hh_000125.html

変更登録等手続きの詳細（自動車検査登録総合ポータルサイト）：

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/index.html>